

## いなべ市保育士等就職祝金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の保育所等における保育士等の確保を図るため、市内の保育所等に保育士等として就職する者に対し、予算の定めるところにより、保育士等就職祝金（以下「祝金」という。）を交付することに関し、いなべ市補助金等交付規則（平成15年いなべ市規則第38号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 保育士、保育教諭及び看護師をいう。
- (2) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所をいう。
- (3) 交付対象施設 市内の保育所等（市が設置するものを除く。）

### (交付対象者)

第3条 祝金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象施設に保育士等として就職する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用契約上、その労働時間が1日につき7時間45分以上、かつ、1月につき20日以上勤務する正規雇用労働者
- (2) 交付対象施設に就職した日から1年以上継続して当該交付対象施設に勤務する意思を有する者
- (3) 保育士等の資格を有し、保育業務を行う者
- (4) 交付対象施設を運営する法人等の役員ではない者

### (祝金の額等)

第4条 祝金の額は、交付対象者に対して150,000円とする。

2 祝金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

### (交付の申請及び請求)

第5条 祝金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いなべ市保育士等就職祝金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、勤務証明書（様式第2号）、保育士等の資格を有する証明書等を添え、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、交付対象施設に就職内定した日以降、就職の日から1か月以内に行うものとする。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、祝金の交付の可否を決定し、その結果をいなべ市保育士等就職祝金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請した保育士等に通知するものとする。

### (交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、祝金の交付決定を取り消し、いなべ市保育士等就職祝金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により保育士等に通知するとともに、当該祝金の全額の返還を求めるものとする。

- (1) 祝金の交付を受けた保育士等が、当該祝金の交付に係る保育所等に就職した日から継続して1年を経過する前に保育士等として勤務しなくなったとき又は第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により祝金の交付を受けたとき。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、祝金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

いなべ市長 あて

申請者 住所  
氏名

印

## いなべ市保育士等就職祝金交付申請書兼請求書

いなべ市保育士等就職祝金の交付を受けたいので、いなべ市保育士等就職祝金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付対象施設の名称	
就職（予定）年月日	年 月 日
勤務意思確認	<input type="checkbox"/> 当該交付対象施設に1年以上継続して勤務する意思がある。 <input type="checkbox"/> 当該交付対象施設に1年以上継続して勤務する意思がない。
請求額	円

勤務意思確認欄については、該当するものにチェックすること。

## ○振込先口座（申請者本人名義に限る。）

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
フリガナ	
口座名義人	

## ○添付書類

雇用証明書、保育士等の資格を有する証明書及び履歴書、通帳の写しなど振込先口座の番号等の分かる書類

同意書
いなべ市が本祝金の事務を処理するため、私の勤務状況に関し、上記勤務先からいなべ市に提供することに同意します。また、私が同意している旨を上記勤務先に伝えてかまいません。
申請者 氏名
印

様式第2号（第5条関係）

勤務証明書

勤務者氏名	
勤務者生年月日	
就職（予定）年月日	
雇用期間の定め	なし ・ あり
業務の種類	保育業務 ・ その他（ ）
役職	
1日当たりの勤務時間	時間 分
1月当たりの勤務日数	日
賃金	月給制 ・ その他（ ）
法人等との関係	役員以外 ・ 役員（理事等）

1月当たりの勤務日数は、1月を4週として記入してください。

上記の者は、当園（所）に勤務していることを証明します。

また、いなべ市から上記の者の勤務状況の照会に応じること及びいなべ市が必要と認めるときは、いなべ市による当園（所）の調査を受けることに同意します。

なお、上記の者が就職しなかった場合及び就職後1年以内に退職した場合は、速やかにいなべ市に報告します。

年 月 日

証明者 事業所所在地  
名称  
代表者氏名

印